

新潟県条例第19号

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
(道路交通法関係手数料) 第8条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1)～(7) (略) (8) <u>法第75条の12第1項の特定自動運行の許可を受けようとする者</u> 1件につき標準政令本則の表72の4の項の下欄に掲げる金額 (9) <u>法第75条の16第1項の特定自動運行計画の変更の許可を受けようとする者</u> 1件につき標準政令本則の表72の5の項の下欄に掲げる金額 2～9 (略)	(道路交通法関係手数料) 第8条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1)～(7) (略)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。